

【 一般社団法人キリスト教学校教育同盟 助成規程 】

2016年2月6日理事会

第1条（規程の目的）

この規程は、一般社団法人キリスト教学校教育同盟（以下、「同盟」という）が行う助成に関し、基本的な必要事項を定める。

第2条（目的・助成対象）

同盟は、本規程に従って、キリスト教学校教育を広く振興する目的で、キリスト教学校教育を広く振興する個人ないしは団体に対して助成を行う。

第3条（選考委員会）

- 1 同盟は、理事会の決議によって、一般社団法人キリスト教学校教育同盟助成選考委員会（以下、「委員会」という）を構成する委員を選任し、委嘱する。
- 2 委員会の委員は、キリスト教学校教育に造詣の深い者ないしは外部有識者とする。
- 3 委員会の委員は、6名以上10名以内とし、その2名以上を外部有識者とする。
- 4 委員会は、検討した後に、決議によって助成対象の候補者を選考する。
- 5 委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 6 委員の任期は1期2年とする。但し、重任を妨げないが、3期を超えないものとする。
- 7 委員の報酬は、無報酬とする。ただし委員会への出席に要する費用を支払うことができる。

第4条（応募・選考）

- 1 同盟は、キリスト教学校教育を広く振興する個人ないしは団体に助成を行う旨、助成の目的、対象者、助成内容、応募方法、選考方法その他必要事項を同盟のホームページにて公表して、広く一般に助成の応募を募るものとする。
- 2 助成を希望する個人ないしは団体は、同盟に対して、同盟の定める申請方法・書式に従って応募するものとする。
- 3 前条第4項に基づいて助成対象の候補者を選考し、同盟が理事会の決議によって決定する。
- 4 前項の選考は、キリスト教学校教育を広く振興する目的に沿って総合的に評価・勘案してなされるとともに、公正・公平に行われなければならない、委員会の委員は自らないし利害関係者の利益を図ってはならない。

第5条（助成内容）

- 1 助成内容は、年間上限300万円とする。
- 2 具体的な助成内容は、キリスト教学校教育を広く振興する講演会・研修会等の実施経費及び参加費・交通費、書籍等の制作・発行、これらを含むキリスト教学校教育を広く振興する一切の事業への助成とする。

第6条（公表）

同盟は、助成を行った場合、助成対象者及び助成内容を同盟のホームページにて公表するものとする。

第7条（助成を受けた者の報告義務）

助成を受けた個人ないしは団体は、助成金の使途及びその成果等を同盟に所定の書式にて報告しなければならない。

第8条（その他）

その他、本規程の変更また、本規程に定めなき事項は、同盟の理事会の決議によって定める。